

1 納付場所

- (1) 札幌市指定金融機関(北洋銀行)
- (2) 札幌市収納代理金融機関
  - ① 国内のみずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・りそな銀行・北海道銀行・北陸銀行・三井住友信託銀行の本支店出張所
  - ② 北海道内の北海道信用金庫・室蘭信用金庫・空知信用金庫・苫小牧信用金庫・北門信用金庫・北空知信用金庫・日高信用金庫・渡島信用金庫・旭川信用金庫・稚内信用金庫・留萌信用金庫・北星信用金庫・大地みらい信用金庫・遠軽信用金庫・北海道労働金庫の本支店出張所
  - ③ 札幌市内の青森銀行・みちのく銀行・秋田銀行・七十七銀行・第四銀行・三菱UFJ信託銀行・みずほ信託銀行・新生銀行・商工組合中央金庫・北央信用組合・札幌中央信用組合・ウリ信用組合・空知商工信用組合・あすか信用組合・北海道信用農業協同組合連合会・札幌市農業協同組合・サツラク農業協同組合・北海道信用漁業協同組合連合会の本支店出張所
  - ④ 札幌市内に所在するゆうちょ銀行の支店その他の営業所及び郵便局
- (3) 札幌市子ども未来局

2 不服申立て

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、札幌市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、札幌市(訴訟において札幌市を代表する者は、札幌市長となります。)を被告として取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求や処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 延滞金

納期限後に納められる場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、通知金額に下記の割合を乗じて計算した延滞金が加算されます。なお、通知金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、通知金額が2,000円未満のときは、その全額を切り捨てます。また、延滞金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、延滞金額が1,000円未満のときは、その全額を切り捨てます。

延滞金の計算期間	納期限の翌日から1月を経過する日まで	納期限の翌日から1月を経過した日以降
平成27年4月1日以降	「特例基準割合(注) + 年1%」 と「年7.3%」を比較して低いほうの割合	「特例基準割合(注) + 年7.3%」 と「年14.6%」を比較して低いほうの割合

(注) 当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合となります。

※ この領収書は5年間保存してください。

※ この納入通知書のお問い合わせ先

〒060-0051

札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館3階

札幌市子ども未来局子育て支援部施設運営課 ☎011-211-2987

